おかしなルールの見直し（国の規制・制度の改革）につながる提案

国民の声担当室

こちらでは国の規制・制度の改善につながるご提案等を募集しています。

ご提案等がありましたら、以下の受付フォームからご提出ください。

「※必須」を付した欄については、必ずご記入の上、内容確認ボタンをクリックしてください。

（記入漏れがありますと送信されませんのでご注意ください。）

ご提案は1つの受付フォームにつき、1件としてください。

（注）一時保存は出来ません。記入したものを保存する場合には、確認画面において、PDF に加工し保存するもしくはプリントアウトをしてください。

必要事項を記入後、[内容確認画面へ進む]ボタンをクリックしてください。

文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

内閣府
Cabinet Office
Government of Japan

内閣府共通 意見等登録システム
Registration system for opinion and comment etc.

記入内容の確認

1 内容入力 → 2 確認 → 3 完了

この内容でよろしければ、画面下のボタンを押してください。

〇提案事項名（タイトル） **（50 字以内におまとめください。）** ※必須	弁護士等への税理士資格の自動付与の廃止及び税理士試験の科目免除制度の廃止
〇提案の視点 ※必須	規制・制度の撤廃や見直し

○提案の具体的内容 **（具体的に全角文字にて250文字以内で記載してください。）** ※必須	弁護士法3条2項においては「弁護士は、当然、弁理士及び税理士の事務を行うことができる。」と定められており、税理士法3条1項では税理士となる資格を有する者として、弁護士を第3号、公認会計士を第4号でそれぞれ定めている。また税理士法7条及び8条により、税務官公署等行政実務経験者及び修士学位取得者に試験科目の一部免除が規定されている。しかし、税理士試験に合格した者にのみ税理士の資格を与えるべきであり、これらの規定は廃止すべきである。
○提案理由 **（具体的に全角文字にて750文字以内で記載してください。また、特に無い場合は「なし」とお書きください。）** ※必須	税理士となる資格を有する者は、税理士となるのに必要な学識及び応用能力を有するかどうかの検証を受けなければならず、また資格取得制度には不可欠であり、税理士試験に合格した者を原則とすべきである。弁護士は弁護士法1条において「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現すること」を使命とし、また公認会計士は公認会計士法第1条により「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与すること」を使命としている。一方税理士は税理士法第1条において「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ること」を使命とし、税理士は申告納税制度のもとで納税者の代理人として、納税者の納税義務の適正な実現を図り、納税者の権利を擁護する使命を有している。このように税理士と他の資格の使命が異なる以上、必要とされる資質とその検証基準も当然に事なるはずである。よって弁護士と公認会計士に与えられている税理士資格の自動付与は廃止すべきである。一方、税務官公署出身者については、勤務年数と特別試験により税理士資格の取得が可能であり、天下りに近い性質を有している。また修士学位取得者は現行法では最低2科目合格しなければならないが、大学院での専攻分野における修士号により、税理士として必要な検証がなされたとは言えない。よって、これらの科目免除制度も廃止すべきである。
○根拠法令等 ※必須	弁護士法3条2項、税理士法3条、税理士法7条、税理士法8条
○制度の所管省庁 **（複数選択も可）** ※必須	総務省,財務省
○「新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）」の7つの戦略分野 **（関連する分野がありましたらチェックしてください。）**	
○提案主体名（会社名・団体名） **（個人の場合は「個人」と記入してください。）** ※必須	近畿青年税理士連盟
○会社名・団体名の公表の可否 ※必須	公表

○提案主体分類コード	p 任意団体
○提案者氏名（非公表） （会社・団体の場合は「担当者名」を記入してください。） ※必須	代表幹事　坂本　和穂
○電話番号（非公表） ※必須	078-393-2246
○電子メールアドレス（非公表） ※必須	sakamoto-k@paw.hi-ho.ne.jp

◂◂ 修正　　▸▸ 以上の内容で送信する

ページの先頭へ

Copyright © 2006 Cabinet Office, Government of Japan. All Rights Reserved.

内閣府
Cabinet Office
Government of Japan

内閣府共通 意見等登録システム
Registration system for opinion and comment etc.

完了

1 内容入力　2 確認　3 完了

ご意見ありがとうございました。

◂◂ 戻る

ページの先頭へ

Copyright © 2006 Cabinet Office, Government of Japan. All Rights Reserved.